

11 狩猟税

(単位：件、千円)

区 分		税率	狩猟者登録 総件数	調 定 額
狩	所得割額の納付を要する者		106	1,442
	(1) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
	(2) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
	(3) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	35	287
	(4) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	2	16
	(5) 上記に該当しないもの	16,500円	69	1,139
	所得割額の納付を要しない者		10	77
	(6) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
	(7) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
	(8) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	6	33
	(9) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2		
	(10) 上記に該当しないもの	11,000円	4	44
課税免除		305		
(11) 法附則第32条第1項に該当するもの		302	—	
(12) 法附則第32条第2項に該当するもの		3	—	
税	所得割額の納付を要する者		5	28
	(13) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		—
	(14) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		—
	(15) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	3	12
	(16) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2		
	(17) 上記に該当しないもの	8,200円	2	16
	所得割額の納付を要しない者			
	(18) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	(19) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	(20) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
	(21) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
	(22) 上記に該当しないもの	5,500円		
課税免除		10		
(23) 法附則第32条第1項に該当するもの		9	—	
(24) 法附則第32条第2項に該当するもの		1	—	
関	所得割額の納付を要する者		373	2,210
	(25) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	(26) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	(27) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	205	841
	(28) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	2	8
	(29) 上記に該当しないもの	8,200円	166	1,361
	所得割額の納付を要しない者		36	122
	(30) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	(31) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	(32) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	27	73
	(33) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
	(34) 上記に該当しないもの	5,500円	9	49
課税免除		760		
(35) 法附則第32条第1項に該当するもの		758	—	
(36) 法附則第32条第2項に該当するもの		2	—	
係			57	162
	(37) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	(38) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	(39) 法附則第32条第1項に該当するもの		18	—
	(40) 法附則第32条第2項に該当するもの		2	—
	(41) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	15	41
	(42) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
	(43) 上記に該当しないもの	5,500円	22	121
	(1) ~ (43) の 合 計		1,662	4,041